

嘉手納町公の施設の指定管理者募集

嘉手納町では、嘉手納町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則に基づき、「嘉手納町屋良東部地区地域振興施設」の指定管理者を次のとおり募集します。詳細につきましては、施設の所管課までお問い合わせください。

◎嘉手納町屋良東部地区地域振興施設

1 申請書、募集要項等の配布

令和2年1月14日(火)から令和2年1月28日(火)までの午前9時から5時まで(正午から午後1時までを除く。)に所管課で配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

2 募集要項等に関する質問書の受付

令和2年1月14日(火)から令和2年1月24日(金)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に書面で所管課に提出すること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

3 申請受付

令和2年1月29日(水)から令和2年2月13日(木)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に所定の申請書を所管課に提出すること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 申請の資格

(1)法人その他の団体(法人格の有無は不問であるが、個人での申請は不可)

(2)その他の資格要件は、募集要項に記載のとおりとする。

5 選定の基準

(1)利用者の平等利用を確保することができるものであること。

(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

6 選定及び指定の方法

嘉手納町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会における調査審議の結果をふまえ、候補者を選定し、議会の承認を経て指定管理者を指定する。

7 施設の概要

① 名称 嘉手納町屋良東部地区地域振興施設

② 位置 嘉手納町字屋良 1026 番地 3

③ 施設 建築構造:鉄筋コンクリート造4階建て

施設面積:7,738.20 m² 各階延面積:1,533.52 m²

1階 案内・休憩室、特産品展示販売場、特産品手作りコーナー、軽飲食コーナー、

多目的広場、軒下広場、トイレ、多目的トイレ
2階 食堂等、トイレ
3階 学習展示室、事務室、倉庫、トイレ、用具室
4階 展望場、展望場販売コーナー、トイレ
駐車場 91 台(大型車両用 11 台、普通自動車用 76 台、身体障害者用 4 台)
供用年月日:平成 15 年 4 月 26 日

8 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

9 施設の利用料金に関する事項

利用料金制度とする。詳細は、募集要項に記載のとおりとする。

10 説明会の開催

日 時:令和 2 年 1 月 28 日(火)午前 10 時から 11 時まで

場 所:嘉手納町役場 地下1階 地下展示室

参加申込:参加希望者は、1月 21 日(火) までに産業環境課へ申込ください。

11 問い合わせ先

〒904-0293

嘉手納町字嘉手納588番地

嘉手納町役場 産業環境課 商工振興係

電話番号 098-956-1111(内線 326)

ファクシミリ番号 098-956-9508